

本年から食品リサイクル法に基づく
定期報告制度が始まりました。

提出をお忘れなく！

(※下記の事業者について、報告が義務となっています。)

報告が必要な事業者

平成20年度(4月～3月)の食品廃棄物等の発生量が**法人単位で100トン以上**の食品関連事業者(食品の製造、加工、卸売、小売、飲食店業等)です。

報告様式

農林水産省のホームページに掲載しているエクセルファイルの定期報告様式に入れ、報告してください。

農林水産省のホームページのアドレス

http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html

報告方法

書面(できましたらフロッピーディスクやCD-Rにエクセルファイルを保存していただいたものを同封)を本社の所在する農林水産省、環境省及び事業所管官庁の地方支分局に送付してください。または、電子申請による報告も可能です。

※具体的な送付先、電子申請の方法等は、上記ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

詳しくは、本社が所在する各地方農政局食品課等へお問い合わせください。

(北海道は北海道農政事務所または農林水産本省、沖縄は沖縄総合事務局)

北海道農政事務所 TEL:011-642-5410

東北農政局 TEL:022-263-1111(内線4337)

関東農政局 TEL:048-600-0600(内線3139)

北陸農政局 TEL:076-263-2161(内線3396)

東海農政局 TEL:052-201-7271(内線2349)

農林水産省 総合食料局 食品産業企画課 食品環境対策室

近畿農政局

TEL:075-451-9161(内線2391)

中国四国農政局

TEL:086-224-4511(内線2161)

九州農政局

TEL:096-353-3561(内線4286)

沖縄総合事務局

TEL:098-866-1673

TEL:03-3502-8111(内線4140)

食品リサイクル法の概要

〇目的

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、

- ① **発生抑制**と**減量化**により最終処分量の減少を図るとともに、
- ② 資源として飼料や肥料等に**再生利用**または**熱回収**するため、食品関連事業者による再生利用等の取組を促進するものです。

①責務

- ・すべての食品関連事業者に再生利用等の実施の義務があります。

(再生利用等の手法と優先順位)

- ①発生抑制
- ②再生利用
- ③熱回収
- ④減量（乾燥、脱水、発酵等）

②実施率目標

我が国全体で達成を目指す再生利用等実施率目標

H24年度までに、業種別に下記の実施率目標を達成することを目指します。

- 食品製造業 85% (81%)
- 食品小売業 45% (35%)
- 食品卸売業 70% (62%)
- 外食産業 40% (22%) ※ () は19年実績

個々の食品関連事業者の再生利用等実施率目標

毎年度の基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満の事業者	2%
50%以上80%未満の事業者	1%
80%以上の事業者	維持向上

食品廃棄物の多量発生事業者（年間100トン以上）の取組が著しく不十分な場合、**勧告・公表・命令及び罰則（50万円以下の罰金）**があります。

③定期報告

- ・食品廃棄物多量発生事業者は、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の状況について毎年度6月末までに前年度の状況を実績を報告してください。
- ・フランチャイズチェーン事業者を除き、事業者ごとに報告してください。なお、グループ内企業、子会社等を一括した報告はできません。